

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

東京都版の家賃支援給付金の上乗せ措置

Q 弊社はコロナの影響で売上が前期に比べ大きく減少しているため、国の家賃支援給付金の申し込みをしましたが、東京都でも家賃を支援する給付金があると聞きました。これはどのような制度でしょうか？

解説

国の家賃支援給付金に東京都が独自の上乗せ給付（3か月分）を実施しています。都の申請には国の「家賃支援給付金」の給付通知を受けていることが必要です。

1. 概要

- ①申請期限・・・令和2年8月17日（月）～令和3年2月15日（月）
- ②申請方法・・・オンライン申請または郵送による申請

2. 申請者の要件

- ①国の家賃支援給付金の給付通知を受けていること
- ②都内に本店または支店等のある中小企業者等又は個人事業主であること
- ③都内の土地又は建物において、自らの事業のために家賃等（※）の支払いを行っていること（※）管理費、共益費及び消費税を含みます（光熱費は含みません）

3. 給付額

【中小企業者等】

- A) 75万円以下：家賃等の総額（月額）×給付率（1/12）×3 ①最大給付額＝187,500円
- B) 75万円超：①+{(家賃等の総額(月額)-75万円)×給付率(1/24)}×3 最大給付額＝375,000円

※75万円以下・超の判定は年額の家賃等の総額による

【個人事業主】

- A) 37.5万円以下：家賃等の総額（月額）×給付率（1/12）×3 ②最大給付額＝93,750円
- B) 37.5万円超：②+{(家賃等の総額(月額)-37.5万円)×給付率(1/24)}×3 最大給付額＝187,500円

※37.5万円以下・超の判定は年額の家賃等の総額による

要するに…

東京都に本店等のある中小企業者や個人事業主は国の家賃支援給付金だけでなく、東京都からも上乗せ措置として家賃の給付金がもらえます。ただ、他の自治体の支援金を合わせてもらった場合、一定の減額措置がありますので、パンフレット等で確認をお願いします。